

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な产品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、高収益作物定着促進等助成を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]） ○ 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで] ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 戰略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な产品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

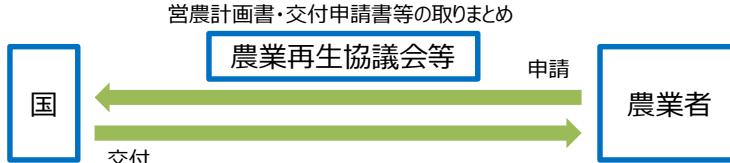
3. 高収益作物定着促進等助成

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米 ^{※2} 、米粉用米 ^{※2}	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

産地交付金

※1 飼料用とうもろこしを含む ※2 複数年契約を基本

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の多収品種	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)**
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)**
主食用米の面積が平成30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等^{※4}の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

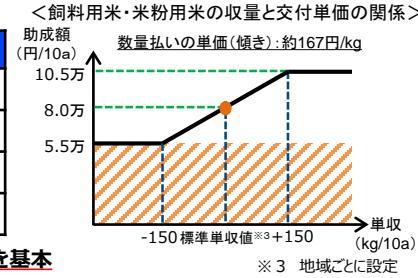
※4 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

高収益作物定着促進等助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畠地化支援 (10.5万円/10a)**
高収益作物による畠地化の取組を支援^{※5}。
- ③ **子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)**
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5 その他の転作作物に係る畠地化も同様の単価で支援



水田農業の高収益化の推進

対策のポイント

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

政策目標

○水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

事業の内容・推進体制

(支援イメージ)



水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

高収益作物への転換

- ①高収益作物の新たな導入面積に応じて支援（2万円/10a×5年間）
- ②高収益作物による畑地化の取組を支援（10.5万円/10a・1回限り）
- ③子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援（1万円/10a）

生産基盤の整備

- ①基盤整備事業において、当該産地を優先採択・優先配分
- ②水田の畑地化・汎用化を促進する支援の拡充
(農家負担の軽減（事業費の12.5%を全額国費で交付）等)

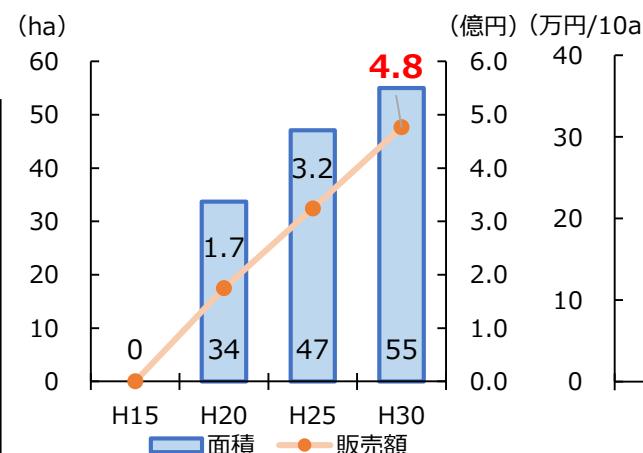
技術や施設・機械の導入

- ①園芸作物・子実用とうもろこしの本格的な導入に必要な取組を支援
(栽培技術の実証、機械のリース導入、施設の整備等)
- ②水田で新たに果樹の省力生産を行う際に必要な取組を一体的に支援

産地の取組事例（山形県最上町・アスパラガス）

- 大冷害を契機に、**稻作依存からの脱却**の機運が向上し、**アスパラガスを水田で栽培**することで、**所得が拡大。雇用も創出。**

面積・販売額推移



10a当たり所得推移

主食用米の
約8倍



新たな雇用創出
約3万人
(10年間延べ)



共同選果による
家庭選果の負担軽減

資料:農林水産省調べ

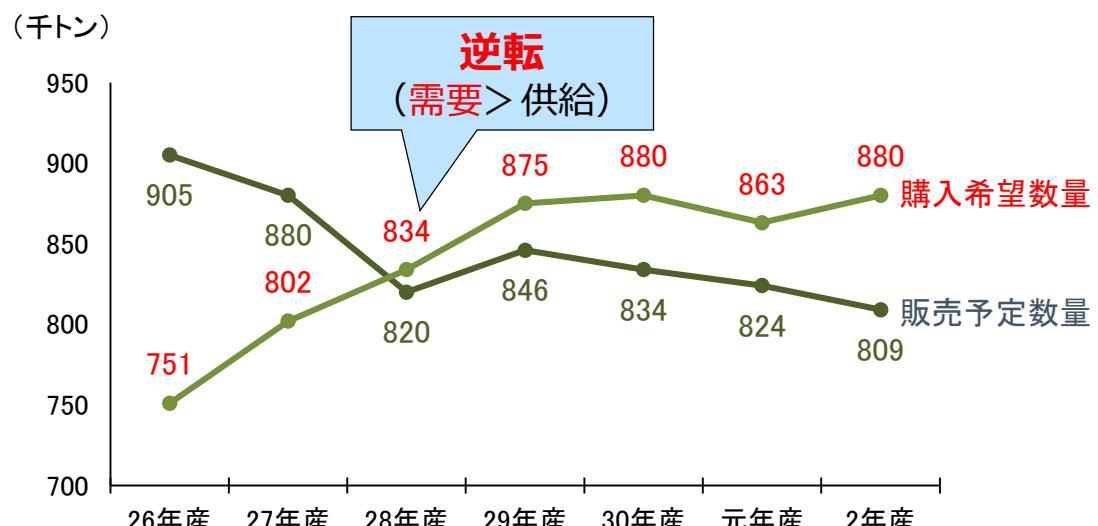


水田の汎用化
(排水性改良)

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、28年産以降、需要が供給を逆転。
- 国産大豆の栽培面積は、一時の減少から反転し、増加傾向。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料:民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



国産大豆の栽培面積の推移



資料:作物統計

国産豆類を使った商品事例



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です(いずれも規模要件はありません。)。

※ 集落営農の要件は、2要件(組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施)に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

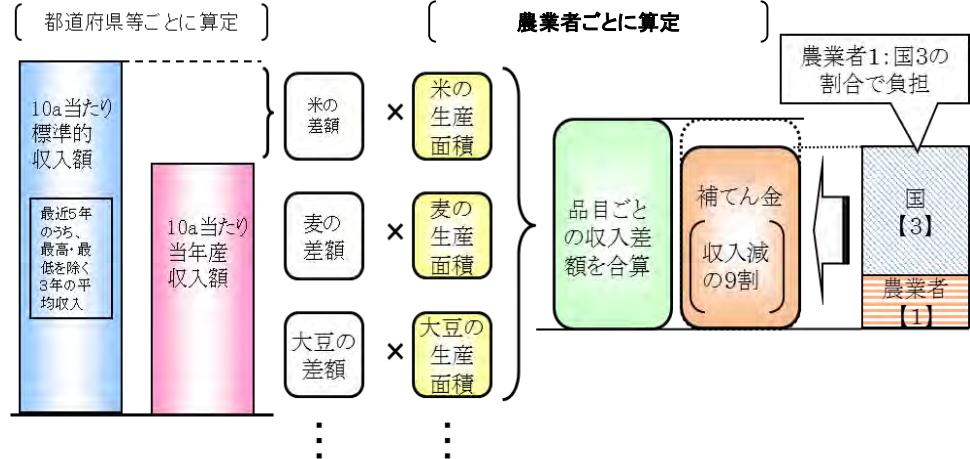
(3) ナラシ対策の仕組み

○ 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

○ 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

○ このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
○ 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

○ 収入保険導入(平成31年1月)以降は、農業者は収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等**を支援します。

産地

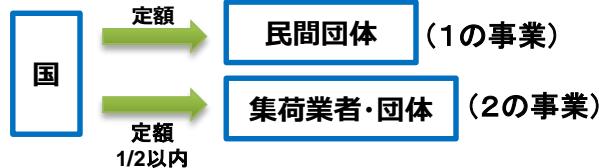
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約や収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を**非主食用**へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



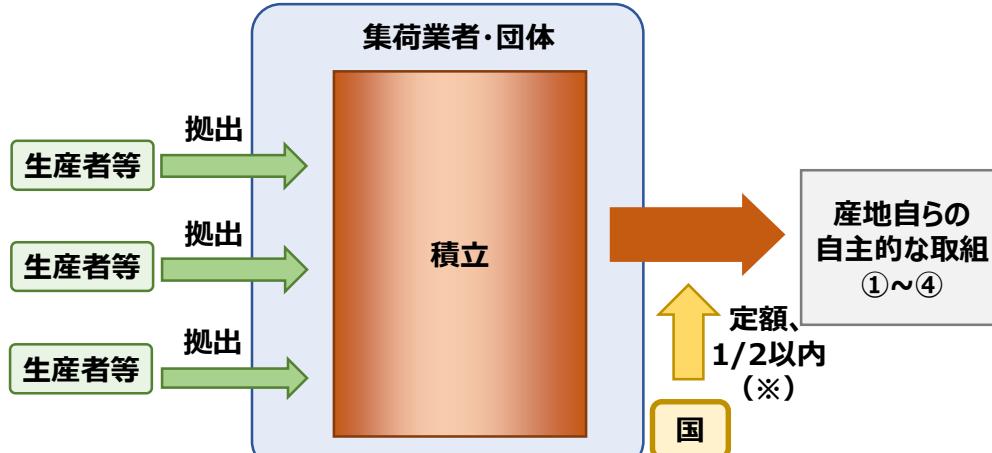
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



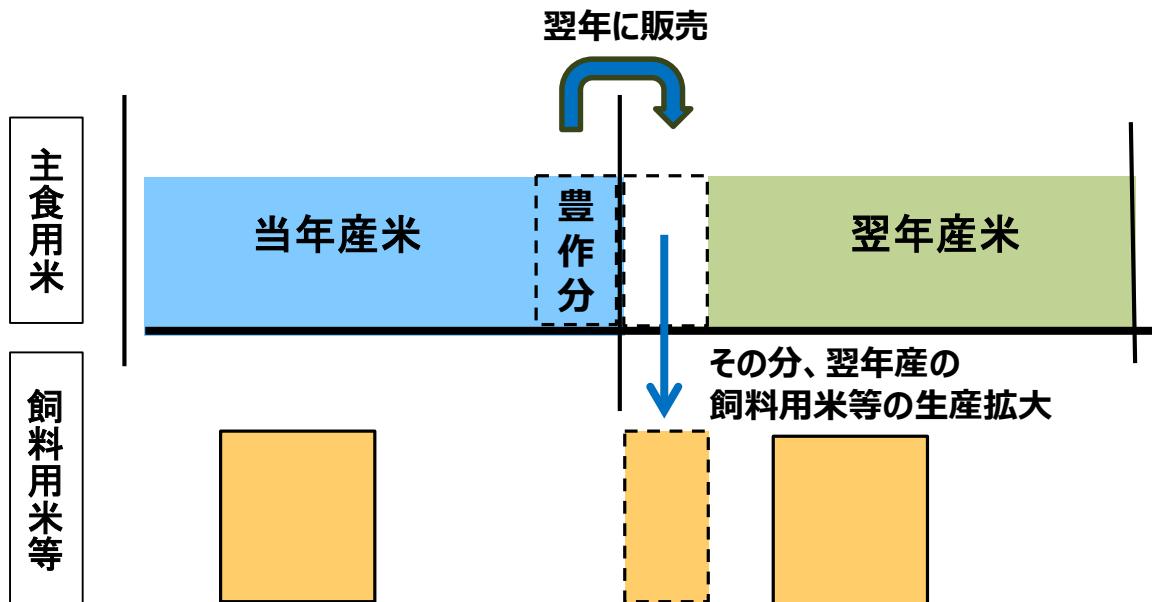
2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和2年度予算概算要求額 50億円 (50億円))
- 本事業を活用するための体制整備は35道府県の38事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(令和元年度においては23道県の24事業者において活用(申請ベース))
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金：令和2年度予算概算要求額 3,215億円 (3,215億円))



(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	<p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田フル活用ビジョン(地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか)を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

(都道府県農業再生協議会:都道府県の区域毎に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

(地域農業再生協議会:市町村の区域を基本に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田フル活用ビジョン(地域毎の作付作物推進方針)の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務(交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力)
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組(例:現地確認におけるタブレットの導入) など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)

- 各都道府県が翌年産に向け主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の翌年産に向けた取組について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

会議の概要

【開催時期】

- ・1月、4月、12月頃

【主な内容】

- ・国からの情報提供
(米の基本指針、中間的作付動向等)
- ・各県からの情報提供
(30年産に向けた取組状況についての事例発表)

【収集範囲】

- ・各都道府県農業再生協議会
- ・全国団体(全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稻作経営者会議、全米販等)

【出席者数】

H27.12月：225名 H28.4月：195名 H28.11月：258名
H29.4月：226名 H29.12月：224名 H30.1月：120名
H30.4月：223名 H30.11月：224名 H31.1月：163名
H31.4月：108名

生産現場への情報提供等

- 今後も、産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

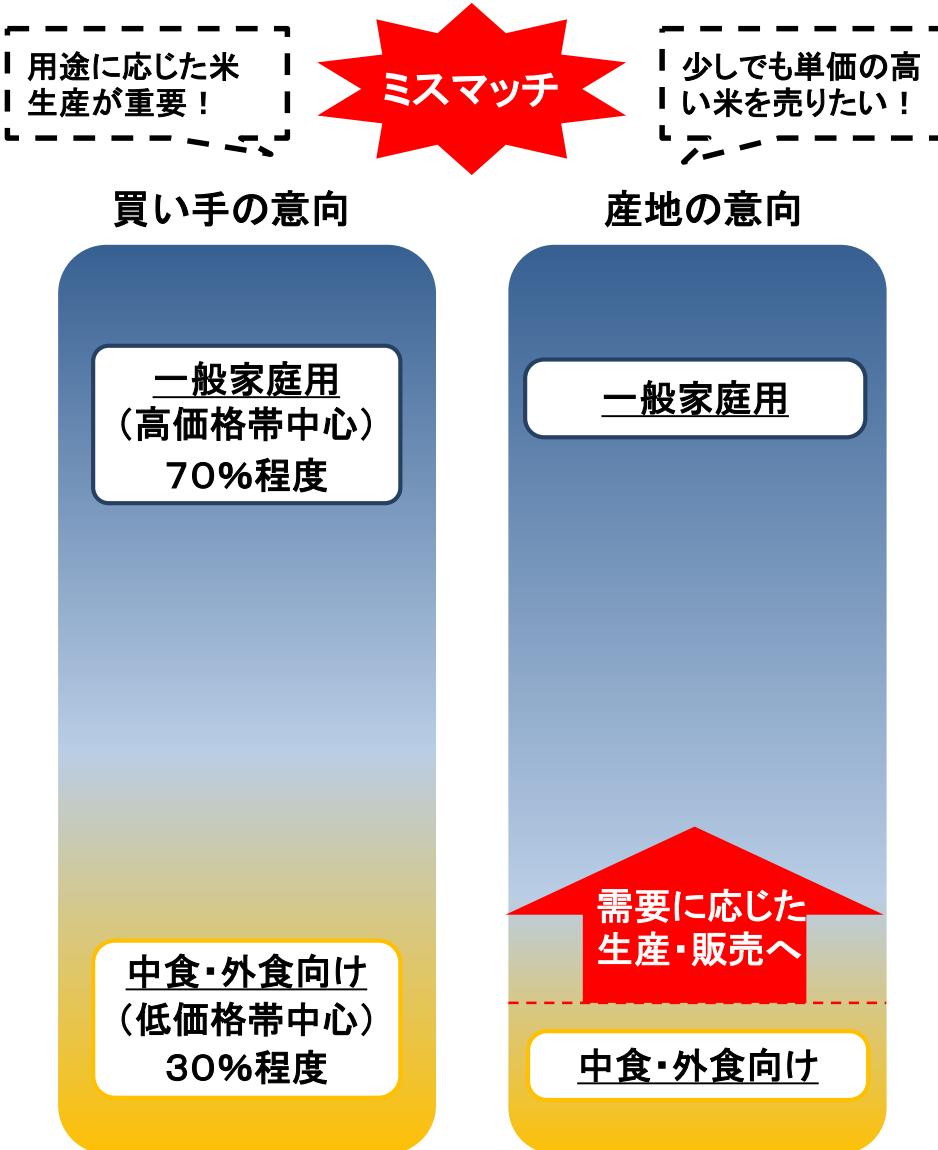
【実施状況】

- ・都道府県等への情報提供
H28年産：延べ 55県
H29年産：延べ 42県
H30年産：延べ 51県
R元年産：延べ104県

- ・農業経営者との意見交換
H28年度：46県
H29年度：42県
H30年度：12県

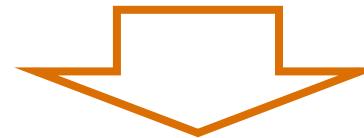
需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】



○ 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。

○ 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



○ 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

〔それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。〕

—取組事例（A市B生産法人）—

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種（あきだわら）の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

令和元年生産量：727万トン（10月15日現在）

中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)

- 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

平成29年7月から平成30年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量(約320万トン)のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。

販売先割合の推移(全国)

	27/28年	28/29年	29/30年
中食・外食向け	37%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	61%	61%

注:家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

27/28年			28/29年			29/30年		
1	栃木	67%	1	群馬	65%	1	群馬	69%
2	福島	64%	2	福島	65%	2	栃木	65%
3	岡山	60%	3	岡山	63%	3	福島	61%
4	山形	59%	4	栃木	63%	4	山口	59%
5	熊本	58%	5	宮城	57%	5	山形	53%
6	山口	57%	6	山口	56%	6	岡山	52%
7	群馬	56%	7	山形	55%	7	埼玉	50%
8	宮城	53%	8	佐賀	55%	8	宮城	47%
9	佐賀	50%	9	岩手	52%	9	青森	47%
10	香川	49%	10	青森	51%	10	岩手	47%

注:中食・外食向け販売量が、1,000t未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合(上位20)

27/28年			28/29年			29/30年					
	産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合
1	山形	はえぬき	9%	1	宮城	ひとめぼれ	8%	1	宮城	ひとめぼれ	7%
2	宮城	ひとめぼれ	9%	2	山形	はえぬき	7%	2	山形	はえぬき	7%
3	栃木	コシヒカリ	7%	3	栃木	コシヒカリ	7%	3	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	4	北海道	ななつぼし	5%	4	北海道	ななつぼし	5%
5	茨城	コシヒカリ	4%	5	岩手	ひとめぼれ	5%	5	福島	コシヒカリ	4%
6	北海道	ななつぼし	4%	6	福島	コシヒカリ	4%	6	岩手	ひとめぼれ	4%
7	青森	まっしぐら	4%	7	茨城	コシヒカリ	4%	7	青森	まっしぐら	4%
8	岩手	ひとめぼれ	4%	8	青森	まっしぐら	4%	8	茨城	コシヒカリ	4%
9	秋田	あきたこまち	3%	9	秋田	あきたこまち	3%	9	新潟	コシヒカリ	3%
10	北海道	きらら397	2%	10	新潟	コシヒカリ	2%	10	秋田	あきたこまち	2%
11	新潟	コシヒカリ	2%	11	北海道	きらら397	2%	11	長野	コシヒカリ	2%
12	栃木	あさひの夢	1%	12	福島	ひとめぼれ	2%	12	福島	ひとめぼれ	2%
13	富山	コシヒカリ	1%	13	富山	コシヒカリ	2%	13	富山	コシヒカリ	2%
14	長野	コシヒカリ	1%	14	長野	コシヒカリ	1%	14	北海道	きらら397	1%
15	福島	ひとめぼれ	1%	15	北海道	ゆめぴりか	1%	15	北海道	ゆめぴりか	1%
16	青森	つがるロマン	1%	16	栃木	あさひの夢	1%	16	千葉	コシヒカリ	1%
17	千葉	ふさこがね	1%	17	石川	コシヒカリ	1%	17	栃木	あさひの夢	1%
18	秋田	ひとめぼれ	1%	18	千葉	コシヒカリ	1%	18	石川	コシヒカリ	1%
19	石川	コシヒカリ	1%	19	青森	つがるロマン	1%	19	青森	つがるロマン	1%
20	千葉	コシヒカリ	1%	20	新潟	こしいぶき	1%	20	群馬	あさひの夢	1%

注:割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

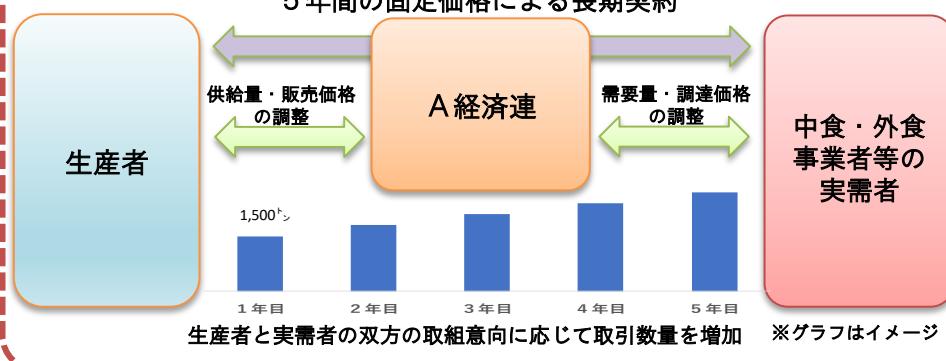
<当データを見る上での留意事項>

- 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

(参考)中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

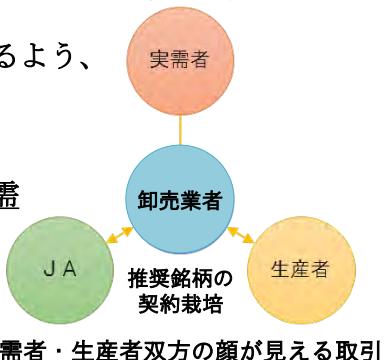
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができるなど、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、自社が奨励する農研機構が開発した多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。

